

議案第 38 号

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

観光施設の追加及び使用料の見直し等に伴う改正

飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例

飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第2項中「休日」を「休場日」に改める。

第5条中「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」を「飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に改める。

第6条の見出し中「又は休日」を「等」に改め、同条中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条の見出し中「又は使用時間」を「等」に改め、同条中「別表」を「別表第1」に改める。

第13条及び第17条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）

名称	位置	休館日等 及び開館 時間等	使用料（円）
飛驒市 金森町	飛驒市古川町 金森町8番32	休館日 12月29	無料

市	号	日から翌																																								
観		年の1月																																								
光		3日まで																																								
案		の日																																								
内		開館時間																																								
所		午前9																																								
		時から午																																								
		後4時まで																																								
古	飛驒市古川町	休館日	<table><tr><th>項目</th><th>使用方法</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">洋室</td><td>1人利用</td><td>1人1泊</td><td>15,400</td></tr><tr><td>2人利用</td><td>1人1泊</td><td>14,300</td></tr><tr><td>3人利用</td><td>1人1泊</td><td>13,200</td></tr><tr><td rowspan="4">和室</td><td>1人利用</td><td>1人1泊</td><td>16,500</td></tr><tr><td>2人利用</td><td>1人1泊</td><td>15,400</td></tr><tr><td>3人利用</td><td>1人1泊</td><td>14,300</td></tr><tr><td>4人利用</td><td>1人1泊</td><td>13,200</td></tr><tr><td>多目的交流室</td><td>団体利用</td><td>1人1泊</td><td>5,500</td></tr><tr><td>営農研修室A</td><td>団体利用</td><td>1人1泊</td><td>5,500</td></tr><tr><td>営農研修室B</td><td>団体利用</td><td>1人1泊</td><td>5,500</td></tr></table> 備考 1 料理は別とする。 2 入湯税は含まない。 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。	項目	使用方法	単位	使用料	洋室	1人利用	1人1泊	15,400	2人利用	1人1泊	14,300	3人利用	1人1泊	13,200	和室	1人利用	1人1泊	16,500	2人利用	1人1泊	15,400	3人利用	1人1泊	14,300	4人利用	1人1泊	13,200	多目的交流室	団体利用	1人1泊	5,500	営農研修室A	団体利用	1人1泊	5,500	営農研修室B	団体利用	1人1泊	5,500
項目	使用方法	単位		使用料																																						
洋室	1人利用	1人1泊		15,400																																						
	2人利用	1人1泊		14,300																																						
	3人利用	1人1泊		13,200																																						
和室	1人利用	1人1泊		16,500																																						
	2人利用	1人1泊		15,400																																						
	3人利用	1人1泊		14,300																																						
	4人利用	1人1泊		13,200																																						
多目的交流室	団体利用	1人1泊		5,500																																						
営農研修室A	団体利用	1人1泊		5,500																																						
営農研修室B	団体利用	1人1泊		5,500																																						
川	黒内1400番地	無休																																								
総	1	開館時間																																								
合		午前0																																								
交		時から午																																								
流		後12時まで																																								
タ		で																																								
ー																																										
ミ																																										
ナ																																										
ル																																										
施																																										
設																																										
古	飛驒市古川町	休館日	無料																																							
川	壱之町11番3	不定休																																								

味処施設	号	開館時間 午前9時から午後5時まで																								
飛驒古川まつり会館	飛驒市古川町壺之町14番5号	休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日 開館時間 午前9時から午後5時まで（12月1日から3月31日までは、午後4時30分まで）	<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>単位</th><th>入館料</th><th>共通入館料</th></tr><tr><td rowspan="2">個人</td><td>高校生以上</td><td>1人1回</td><td>700</td><td>800</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>1人1回</td><td>300</td><td>350</td></tr><tr><td rowspan="2">団体（10人以上）</td><td>高校生以上</td><td>1人1回</td><td>630</td><td>720</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>1人1回</td><td>270</td><td>300</td></tr></table> 備考 1 共通入館料とは、飛驒古川まつり会館及び飛驒の匠文化館に入館するための料金をいう。 2 共通入館料のうち飛驒の匠文化館の額は、共通入館料に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額）とする。 3 障がい者の場合は、この表に定める額の50%に相当する額を割り引いた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。	項目	区分	単位	入館料	共通入館料	個人	高校生以上	1人1回	700	800	小・中学生	1人1回	300	350	団体（10人以上）	高校生以上	1人1回	630	720	小・中学生	1人1回	270	300
項目	区分	単位	入館料	共通入館料																						
個人	高校生以上	1人1回	700	800																						
	小・中学生	1人1回	300	350																						
団体（10人以上）	高校生以上	1人1回	630	720																						
	小・中学生	1人1回	270	300																						
飛驒の匠文化館	飛驒市古川町壺之町10番1号	休館日 (1) 木曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで	<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>単位</th><th>入館料</th><th>共通入館料</th></tr><tr><td rowspan="2">個人</td><td>高校生以上</td><td>1人1回</td><td>300</td><td>800</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>1人1回</td><td>100</td><td>350</td></tr><tr><td rowspan="2">団体（10人以上）</td><td>高校生以上</td><td>1人1回</td><td>270</td><td>720</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>1人1回</td><td>90</td><td>300</td></tr></table> 備考 1 共通入館料とは、飛驒古川まつり会館及び飛驒の匠文化館に入館するための料金をいう。	項目	区分	単位	入館料	共通入館料	個人	高校生以上	1人1回	300	800	小・中学生	1人1回	100	350	団体（10人以上）	高校生以上	1人1回	270	720	小・中学生	1人1回	90	300
項目	区分	単位	入館料	共通入館料																						
個人	高校生以上	1人1回	300	800																						
	小・中学生	1人1回	100	350																						
団体（10人以上）	高校生以上	1人1回	270	720																						
	小・中学生	1人1回	90	300																						

		での日 開館時間 午前9 時から午 後5時ま で（12月 1日から 3月31日 までは、 午後4時 30分まで ）	驒の匠文化館に入館するための料金をいう。 2 共通入館料のうち飛驒古川まつり会館の額は、共通入館料に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額）とする。 3 障がい者の場合は、この表に定める額の50%に相当する額を割り引いた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。						
数河グ ラウ ン ド	名称	位置	休場日 12月1 日から翌 年の4月 20日まで の日 使用時間 午前6 時から午 後5時ま で（7月 1日から 8月31日 までは、 午後6時 まで）	項目	区分	使用料			
	数河 平成 グラ ウン ド	飛驒市 古川町 数河41 13番地 2				早朝	午前	午後	夕方
						6：00 —8： 00	8：00 —12： 00	13：00 —17： 00	17：00 —18： 00
				数河平	グラウンド	3,300	6,600	6,600	1,650
	数河 高原 グラ ウン ド	飛驒市 古川町 数河41 15番地 ド		管 理 棟	談話室第1	—	880	880	220
					談話室第2	—	880	880	220
					シャワー室	—	1人1回		220
	数河高 原グラ ウンド	グラウンド		1,760	3,520	3,520	880		
	数河緑 地広場	広場		1,760	3,520	3,520	880		
	古川ラ グ	飛驒市 古川町		古川ラ グビー 場	グラウンド	3,300	6,600	6,600	1,650

	ビー 場	数河30 3番地 3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
--	---------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ん じ よ 川 施 設		日から翌 年の4月 20日まで の日 使用時間 午前0 時から午 後12時ま で	野外劇場	—	1棟1時間	1,100						
			キャンプ場	簡易宿泊棟	1棟1泊	22,000						
				テントサイト	1区画1泊	4,400						
			つり公園	—	1人1日	1,100						
			休憩所	休憩室	1人1日	1,100						
				シャワー室	1人1回	220						
			備考 1 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。 2 使用料（シャワー室を除く。）について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。									
ア ス ク 山 王	飛驒市河合町 稲越1631番地	休場日 12月1 日から翌 年の3月 31日ま での日 使用時間 午前0 時から午 後12時ま で	<table><tr><td>項目</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>宿泊棟</td><td>1棟1泊</td><td>27,500</td></tr></table> 備考 1 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。				項目	単位	使用料	宿泊棟	1棟1泊	27,500
項目	単位	使用料										
宿泊棟	1棟1泊	27,500										
や ま び こ 館	飛驒市河合町 稲越1613番地 1	休館日 無休 開館時間 午前0 時から午 後12時ま	<table><tr><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>1人1泊</td><td>13,200</td></tr></table> 備考 1 料理は別とする。 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲				単位	使用料	1人1泊	13,200		
単位	使用料											
1人1泊	13,200											

		で	内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。																																		
ふるさと山荘ナチュールみやがわ	飛驒市宮川町西忍135番地	休場日 12月1日から翌年の3月31日までの日 使用時間 午前0時から午後12時まで	<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>宿泊棟</td><td>—</td><td>1棟1泊</td><td>55,000</td></tr><tr><td>創作体験棟</td><td>—</td><td>1棟1回</td><td>27,500</td></tr><tr><td>研修棟</td><td>—</td><td>1棟1回</td><td>27,500</td></tr><tr><td rowspan="2">調理棟</td><td>調理・食事スペース</td><td>1人1回</td><td>1,650</td></tr><tr><td>シャワー室</td><td>1人1回</td><td>220</td></tr><tr><td>芝生広場</td><td>—</td><td>1人1回</td><td>1,100</td></tr><tr><td>多目的広場</td><td>—</td><td>1人1回</td><td>1,100</td></tr></table> 備考 1 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。 2 使用料(シャワー室を除く。)について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。				項目	区分	単位	使用料	宿泊棟	—	1棟1泊	55,000	創作体験棟	—	1棟1回	27,500	研修棟	—	1棟1回	27,500	調理棟	調理・食事スペース	1人1回	1,650	シャワー室	1人1回	220	芝生広場	—	1人1回	1,100	多目的広場	—	1人1回	1,100
項目	区分	単位	使用料																																		
宿泊棟	—	1棟1泊	55,000																																		
創作体験棟	—	1棟1回	27,500																																		
研修棟	—	1棟1回	27,500																																		
調理棟	調理・食事スペース	1人1回	1,650																																		
	シャワー室	1人1回	220																																		
芝生広場	—	1人1回	1,100																																		
多目的広場	—	1人1回	1,100																																		
まんがサミットハウス	飛驒市宮川町杉原116番地	休館日 木曜日 開館時間 午前0時から午後12時まで	<table><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>宿泊室</td><td>1人1泊</td><td>13,200</td></tr><tr><td>まんが図書室</td><td>1人1回</td><td>550</td></tr><tr><td>貸部屋</td><td>1部屋1時間</td><td>1,100</td></tr></table> 備考 1 料理は別とする。 2 宿泊室の使用料には、まんが図書室の使用料を含むものとする。 3 宿泊室及び貸部屋の使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に				項目	単位	使用料	宿泊室	1人1泊	13,200	まんが図書室	1人1回	550	貸部屋	1部屋1時間	1,100																			
項目	単位	使用料																																			
宿泊室	1人1泊	13,200																																			
まんが図書室	1人1回	550																																			
貸部屋	1部屋1時間	1,100																																			

			100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) とすることができる。															
宮川温泉おんり〜湯	飛驒市宮川町杉原116番地	休館日 木曜日 開館時間 午前10時から午後9時まで	<table><tr><td>項目</td><td>区分</td><td>単位</td><td>入浴料</td></tr><tr><td>大人</td><td>中学生以上</td><td>1 人 1 回</td><td>600</td></tr><tr><td>小人</td><td>小学生</td><td>1 人 1 回</td><td>300</td></tr></table> 備考 1 入湯税は含まない。 2 小学生未満は無料とする。				項目	区分	単位	入浴料	大人	中学生以上	1 人 1 回	600	小人	小学生	1 人 1 回	300
項目	区分	単位	入浴料															
大人	中学生以上	1 人 1 回	600															
小人	小学生	1 人 1 回	300															
アゴラ広場	飛驒市宮川町杉原116番地	休場日 木曜日 使用時間 午前0時から午後12時まで	<table><tr><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>1 広場 1 時間</td><td>1,100</td></tr></table>				単位	使用料	1 広場 1 時間	1,100								
単位	使用料																	
1 広場 1 時間	1,100																	
カフェテリア白木ヶ峰	飛驒市宮川町杉原110番地	休館日 木曜日 開館時間 午前10時から午後9時まで（R V パークは午前0時から午後12時まで）	<table><tr><td>項目</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>貸部屋</td><td>1 部屋 1 時間</td><td>1,100</td></tr><tr><td>R V パーク</td><td>1 区画 1 回（24時間以内）</td><td>1,650</td></tr></table>				項目	単位	使用料	貸部屋	1 部屋 1 時間	1,100	R V パーク	1 区画 1 回（24時間以内）	1,650			
項目	単位	使用料																
貸部屋	1 部屋 1 時間	1,100																
R V パーク	1 区画 1 回（24時間以内）	1,650																

山 之 村 キ ャ ン プ 場	飛驒市神岡町 森茂1940番地 1	休場日 12月1 日から翌 年の4月 20日まで の日 使用時間 午前0 時から午 後12時ま で					
			項目		単位	使用料	
			管理棟兼食堂		—	無料	
			公衆便所兼休憩棟		—	無料	
			バンガロー		1棟1泊	11,000	
			コテージ		1棟1泊	22,000	
			テントサイト		1区画1泊	3,300	
			入場料		1人1泊	330	
			車両乗入れ（電源使用）		1台1泊	3,300	
			車両乗入れ（電源無し）		1台1泊	1,100	
バーベキュー利用		1人1回	1,100				
コイン式シャワー室		1回	200				
備考							
1 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。							
2 使用料（コイン式シャワー室を除く。）について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。							

流 葉 自 然 休 養 村 コ テ ー ジ	飛驒市神岡町 西地内	休場日 無休 使用時間 午前0 時から午 後12時ま で						
			項目	区分		単位	使用料	
							宿泊	日帰り
			コテージA （規模8 人～10人）	基本料金		1棟1泊	27,500	16,500
				人数	大人	1人1泊	1,100	660
					加算	小人	1人1泊	770
				冷暖房費		1棟1泊	6,050	6,050
				延長料金		1棟1時間	1,650	—
			コテージB （規模6 人～8人）	基本料金		1棟1泊	22,000	13,200
				人数	大人	1人1泊	1,100	660
加算	小人	1人1泊			770	440		

					冷暖房費	1棟1泊	4,840	4,840
					延長料金	1棟1時間	1,650	—
			コテージC (規模 4 人～6人)	基本料金		1棟1泊	16,500	9,900
				人数	大人	1人1泊	1,100	660
					加算	小人	1人1泊	770
				冷暖房費		1棟1泊	3,630	3,630
				延長料金		1棟1時間	1,650	—
			備考					
			1 大人とは、中学生以上の者をいう。					
			2 小人とは、3歳以上であって大人以外の者をいう。					
			3 連泊する場合の基本料金は、基本料金の10%に相当する額を割り引いた額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。					
			4 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。					
流 葉 自 然 休 養 村 オ ー ト キ	飛騨市神岡町 西602番地15	休場日 12月1 日から翌 年の4月 20日ま での日 使用時間 午前0 時から午 後12時 まで						
			項目	区分	単位	使用料		
						宿泊	日帰り	
			オートキャンプサイト	基本料金		1区画1泊	5,500	1,650
				人数	大人	1人1泊	660	660
					加算	小人	1人1泊	440
				延長料金		1区画1時間	550	—
			オートバイ・自転車サイト	基本料金		1台1泊	1,100	—
				人数	大人	1人1泊	660	—
					加算	小人	1人1泊	440
				延長料金		1台1時間	110	—

ヤ ン プ 場			バーベキュー棟	基本料金		1棟1時間	—	770																		
				人数	大人	1人1回	—	660																		
					加算 小人	1人1回	—	440																		
				セミナーハウス	基本料金		1棟1時間	—	1,320																	
					人数	大人	1人1回	—	660																	
						加算 小人	1人1回	—	440																	
			備考																							
			1 大人とは、中学生以上の者をいう。																							
			2 小人とは、3歳以上であって大人以外の者をいう。																							
			3 連泊する場合の基本料金は、基本料金の10%に相当する額を割り引いた額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。																							
4 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。																										
神岡広域総合交流促進施設	飛驒市神岡町伏方150番地	休館日 火曜日 (ひだ流葉スキー場の開場日を除く。) 開館時間 午前10時から午後9時まで	(1) 入浴料																							
			<table><tr><td>項目</td><td>区分</td><td>単位</td><td colspan="3">入浴料</td></tr><tr><td>大人</td><td>中学生以上</td><td>1人1回</td><td colspan="3">600</td></tr><tr><td>小人</td><td>小学生</td><td>1人1回</td><td colspan="3">300</td></tr></table>						項目	区分	単位	入浴料			大人	中学生以上	1人1回	600			小人	小学生	1人1回	300		
			項目	区分	単位	入浴料																				
			大人	中学生以上	1人1回	600																				
			小人	小学生	1人1回	300																				
			備考																							
			1 入湯税は含まない。																							
			2 小学生未満は無料とする。																							
			(2) 室使用料																							
			<table><tr><td rowspan="3">項目</td><td colspan="3">使用料</td></tr><tr><td>午前10時から午後1時まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後5時から午後9時まで</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>						項目	使用料			午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで											
項目	使用料																									
	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																							

			<table><tr><td>伝統文化伝承 体験室（大）</td><td>2,530</td><td>3,300</td><td>3,300</td></tr><tr><td>伝統文化伝承 体験室（小）</td><td>1,650</td><td>2,200</td><td>2,200</td></tr><tr><td>会議室</td><td>1,320</td><td>1,760</td><td>1,760</td></tr></table> 備考 室使用料は、団体等が専用する場合に適用し、冷暖房を使用する場合は、この表に定める額の50%に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。	伝統文化伝承 体験室（大）	2,530	3,300	3,300	伝統文化伝承 体験室（小）	1,650	2,200	2,200	会議室	1,320	1,760	1,760																	
伝統文化伝承 体験室（大）	2,530	3,300	3,300																													
伝統文化伝承 体験室（小）	1,650	2,200	2,200																													
会議室	1,320	1,760	1,760																													
流 葉 自 然 休 養 村 グ ラ ウ ン ド	<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>流葉自然休養村運動場</td><td>飛驒市神岡町西602番地6</td></tr><tr><td>古畑運動場</td><td>飛驒市神岡町西530番地</td></tr></table>	名称	位置	流葉自然休養村運動場	飛驒市神岡町西602番地6	古畑運動場	飛驒市神岡町西530番地	休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前6時から午後5時まで（7月1日から8月31日までは、午後6時まで）	<table><tr><td rowspan="3">項目</td><td colspan="4">使用料</td></tr><tr><td>早朝</td><td>午前</td><td>午後</td><td>夕方</td></tr><tr><td>6：00—8：00</td><td>8：00—12：00</td><td>13：00—17：00</td><td>17：00—18：00</td></tr><tr><td>流葉自然休養村運動場</td><td>1,760</td><td>3,520</td><td>3,520</td><td>880</td></tr><tr><td>古畑運動場</td><td>1,760</td><td>3,520</td><td>3,520</td><td>880</td></tr></table> 備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方	6：00—8：00	8：00—12：00	13：00—17：00	17：00—18：00	流葉自然休養村運動場	1,760	3,520	3,520	880	古畑運動場	1,760	3,520	3,520	880
	名称	位置																														
	流葉自然休養村運動場	飛驒市神岡町西602番地6																														
	古畑運動場	飛驒市神岡町西530番地																														
	項目	使用料																														
早朝		午前	午後	夕方																												
6：00—8：00		8：00—12：00	13：00—17：00	17：00—18：00																												
流葉自然休養村運動場	1,760	3,520	3,520	880																												
古畑運動場	1,760	3,520	3,520	880																												
流 葉 交	飛驒市神岡町伏方143番地	休場日 12月1日から翌	<table><tr><td rowspan="2">項目</td><td colspan="4">使用料</td></tr><tr><td>早朝</td><td>午前</td><td>午後</td><td>夕方</td></tr></table>	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方																				
項目	使用料																															
	早朝	午前	午後	夕方																												

流 広 場		年の 4 月 20 日まで の 日 使用時間 午前 6 時から午 後 5 時ま で（7 月 1 日から 8 月 31 日 までは、 午後 6 時 まで）	<table><tr><td></td><td>6：00— 8：00</td><td>8：00— 12：00</td><td>13：00— 17：00</td><td>17：00— 18：00</td></tr><tr><td>多目的広場</td><td>3,300</td><td>6,600</td><td>6,600</td><td>1,650</td></tr></table>						6：00— 8：00	8：00— 12：00	13：00— 17：00	17：00— 18：00	多目的広場	3,300	6,600	6,600	1,650						
				6：00— 8：00	8：00— 12：00	13：00— 17：00	17：00— 18：00																
多目的広場	3,300	6,600	6,600	1,650																			
備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、 この表に定める額の 2 倍の額とする。																							
ひ だ 流 葉 ス キ ー 場	飛騨市神岡町 伏方150番地	休場日 滑走可 能期間以 外の日 使用時間 午前 8 時から午 後 5 時ま で	<table><tr><td>項目</td><td>リフト券</td><td>金額</td></tr><tr><td rowspan="6">第 1 クワッドリフト、第 2 ペアリフト、第 3 ペアリフ ト、第10ペアリフト、第11 ペアリフト及び第12ペアリ フト</td><td>1 回券</td><td>350</td></tr><tr><td>11回券</td><td>3,500</td></tr><tr><td>午前券</td><td>4,000</td></tr><tr><td>午後券</td><td>4,000</td></tr><tr><td>1 日券</td><td>4,700</td></tr><tr><td>シーズン券</td><td>45,000</td></tr></table>					項目	リフト券	金額	第 1 クワッドリフト、第 2 ペアリフト、第 3 ペアリフ ト、第10ペアリフト、第11 ペアリフト及び第12ペアリ フト	1 回券	350	11回券	3,500	午前券	4,000	午後券	4,000	1 日券	4,700	シーズン券	45,000
項目	リフト券	金額																					
第 1 クワッドリフト、第 2 ペアリフト、第 3 ペアリフ ト、第10ペアリフト、第11 ペアリフト及び第12ペアリ フト	1 回券	350																					
	11回券	3,500																					
	午前券	4,000																					
	午後券	4,000																					
	1 日券	4,700																					
	シーズン券	45,000																					
備考 1 リフト券は、各リフト共通とする。ただし、 第 1 クワッドリフトのみ 1 回の使用につき 2 回 券分を必要とする。 2 午前券、午後券、1 日券、シーズン券は、購 入者本人に限り有効とする。																							

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（別表第1関係）

項目	加算割合	加算の対象となる日
特定日	100分の50	4月19日
		4月29日（同日が日曜日、月曜日又は火曜日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日）から5月4日（同日が、水曜日、木曜日又は金曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日とし、土曜日、日曜日又は月曜日に当たる場合は、その翌日）までの期間中の日。
		8月11日（同日が日曜日、月曜日又は火曜日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日）から8月15日（同日が水曜日、木曜日又は金曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日）までの期間中の日。
		12月29日（同日が日曜日、月曜日又は火曜日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日）から1月4日（同日が水曜日、木曜日又は金曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日）までの期間中の日。
準特定日	100分の40	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が連続する3日以上の場合は、その連続する日であって最終日を除いた日。ただし、特定日を除く。
夏季特定日	100分の30	7月21日（同日が日曜日又は月曜日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日）から8月30日（同日が木曜日又は金曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日）までの期間中の日。ただし、特定日及び準特定日を除く。
休前日	100分の30	土曜日。ただし、特定日、準特定日及び夏季特定日を除く。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案								
第1条・第2条 略 (名称及び位置) 第3条 施設の名称及び位置は、 <u>別表</u> のとおりとする。 (指定管理者による管理) 第4条 略 2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日又は休日（以下「休館日等」という。）及び開館時間又は使用時間（以下「開館時間等」という。）を変更することができる。 3～5 略 (指定の手続き) 第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、 <u>飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例</u> （平成16年飛騨市条例第272号）に基づき指定するものとする。 (休館日又は休日) 第6条 施設の休館日等は、 <u>別表</u> のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (開館時間又は使用時間) 第7条 施設の開館時間等は、 <u>別表</u> のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 第8条～第12条 略 (使用料) 第13条 使用者は、使用の許可を受けたときは、 <u>別表</u> に定める使用料を納付しなければならない。 第14条～第16条 略 (利用料金) 第17条 略 2 利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 3・4 略 第18条～第20条 略 附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）	第1条・第2条 略 (名称及び位置) 第3条 施設の名称及び位置は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。 (指定管理者による管理) 第4条 略 2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日又は休場日（以下「休館日等」という。）及び開館時間又は使用時間（以下「開館時間等」という。）を変更することができる。 3～5 略 (指定の手続き) 第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、 <u>飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</u> （平成16年飛騨市条例第272号）に基づき指定するものとする。 (休館日等) 第6条 施設の休館日等は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (開館時間等) 第7条 施設の開館時間等は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 第8条～第12条 略 (使用料) 第13条 使用者は、使用の許可を受けたときは、 <u>別表第1</u> に定める使用料を納付しなければならない。 第14条～第16条 略 (利用料金) 第17条 略 2 利用料金の額は、 <u>別表第1</u> に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 3・4 略 第18条～第20条 略 附則 略 別表第1（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）								
<table><tr><td>名</td><td>位置</td><td>休館日等</td><td>使用料</td></tr></table>	名	位置	休館日等	使用料	<table><tr><td>名</td><td>位置</td><td>休館日等</td><td>使用料（円）</td></tr></table>	名	位置	休館日等	使用料（円）
名	位置	休館日等	使用料						
名	位置	休館日等	使用料（円）						

[illegible]

称		及び開館 時間等																																								
飛騨市古川 驛町金森町8 番32号 観光案内所	休館日__ _____ 12月29日 から翌年 の1月3 日までの 日 開館時間 _____ _____ 午前 9時から 午後4時 _____ まで	無料																																								
古川 総合交流 センター ミナ ル施設	飛騨市古川 町黒内1400 番地1 無休 開館時間 _____ _____ 午前 0時から 午後12時 まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>使用方法</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洋室</td><td>1人利用</td><td>1人1泊</td><td>15,400</td></tr> <tr> <td>2人利用</td><td>1人1泊</td><td>14,300</td></tr> <tr> <td>3人利用</td><td>1人1泊</td><td>13,200</td></tr> <tr> <td rowspan="4">和室</td><td>1人利用</td><td>1人1泊</td><td>16,500</td></tr> <tr> <td>2人利用</td><td>1人1泊</td><td>15,400</td></tr> <tr> <td>3人利用</td><td>1人1泊</td><td>14,300</td></tr> <tr> <td>4人利用</td><td>1人1泊</td><td>13,200</td></tr> <tr> <td>多目的交流室</td><td>団体利用</td><td>1人1泊</td><td>5,500</td></tr> <tr> <td>営農研修室A</td><td>団体利用</td><td>1人1泊</td><td>5,500</td></tr> <tr> <td>営農研修室B</td><td>団体利用</td><td>1人1泊</td><td>5,500</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 料理は別とする。 2 入湯税は含まない。 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。	項目	使用方法	単位	使用料	洋室	1人利用	1人1泊	15,400	2人利用	1人1泊	14,300	3人利用	1人1泊	13,200	和室	1人利用	1人1泊	16,500	2人利用	1人1泊	15,400	3人利用	1人1泊	14,300	4人利用	1人1泊	13,200	多目的交流室	団体利用	1人1泊	5,500	営農研修室A	団体利用	1人1泊	5,500	営農研修室B	団体利用	1人1泊	5,500	
項目	使用方法	単位	使用料																																							
洋室	1人利用	1人1泊	15,400																																							
	2人利用	1人1泊	14,300																																							
	3人利用	1人1泊	13,200																																							
和室	1人利用	1人1泊	16,500																																							
	2人利用	1人1泊	15,400																																							
	3人利用	1人1泊	14,300																																							
	4人利用	1人1泊	13,200																																							
多目的交流室	団体利用	1人1泊	5,500																																							
営農研修室A	団体利用	1人1泊	5,500																																							
営農研修室B	団体利用	1人1泊	5,500																																							

飛騨市古川町壺之町11番3号

飛騨市古川町壺之町14番5号

飛騨市古川町壺之町10番1号

匠文化館

匠文化館

匠文化館

休館日等
休館日 不定休
開館時間等
開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日等
休館日 12月28日から翌年の1月2日まで
開館時間等
開館時間 午前9時から午後5時まで

匠文化館

無料

入館料金（単位：円）

大人	高校生	小・中学生
830	730	410

注：「飛騨の匠文化館」の入館料は上記に含む。

古川町壺之町11番3号

飛騨市古川町壺之町14番5号

飛騨市古川町壺之町10番1号

匠文化館

匠文化館

匠文化館

休館日 〃
〃 不定休
開館時間 〃
〃 午前9時から午後5時まで

休館日 〃
〃 12月29日から翌年の1月3日までの日
開館時間 〃
〃 午前9時から午後5時まで（12月1日から3月31日までは、午後4時30分まで）

休館日
① 木曜日
② 12月29日から翌年の1月3日までの日

無料

項目	区分	単位	入館料	共通入館料
個人	高校生以上	1人1回	700	800
	小・中学生	1人1回	300	350
団体（10人以上）	高校生以上	1人1回	630	720
	小・中学生	1人1回	270	300

備考
1 共通入館料とは、飛騨古川まつり会館及び飛騨の匠文化館に入館するための料金をいう。
2 共通入館料のうち飛騨の匠文化館の額は、共通入館料に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額）とする。
3 障がい者の場合は、この表に定める額の50%に相当する額を割り引いた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

項目	区分	単位	入館料	共通入館料
個人	高校生以上	1人1回	300	800
	小・中学生	1人1回	100	350
団体（10人以上）	高校生以上	1人1回	270	720
	小・中学生	1人1回	90	300

備考
1 共通入館料とは、飛騨古川まつり会館及び飛騨の匠文

資料

[illegible]

名称	位置	休場日等	公の施設 称	区分	使用料					備考	
					早朝	午前	午後	1日	夏季の み		
数河 高原 ラグ ビー 場	飛騨 市古 川町 数河 944 番地 3	休場日 12月1 日から翌 年の4月 20日まで 使用時間 等	グラ ウン ド	二	3,300	4,400	6,600	11,000	2,060	1 市内 に住所 を有し	
					使用時間	午前					
					6時から						

[illegible]

資 料

か ん じ よ 川 関 連	名称	位置	休日	施設区分	単位	料金（円）	か ん じ よ 川 施 設	町元田1085番地	12月1日から翌年の4月20日までの日使用時間	項目	区分	単位	使用料
	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	無休	飛騨市なかんじよ 野外劇場	1棟 1時間	1,040		飛騨市なかんじよ	1棟 1泊	22,000	＝	1棟 1時間	1,100
飛騨市河合町稲越1631番地	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	開館時間等	飛騨市なかんじよ 川キャンプ場	1人 1日	1,040	ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	＝	キャンプ場	簡易宿泊棟	1棟 1泊	22,000
	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	開館時間 午前0時から午後12時まで	飛騨市なかんじよ 川つり公園	1人 1日	1,040		飛騨市河合町稲越1631番地	＝	＝	テントサイト	1区画 1泊	4,400
ア ス ク 山 王	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	開館時間 午前0時から午後12時まで	飛騨市なかんじよ 川休憩所	1人 1日	1,040	ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	＝	つり公園	＝	1人 1日	1,100
	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	開館時間 午前0時から午後12時まで	飛騨市なかんじよ 川休憩所	1人 1日	1,040		飛騨市河合町稲越1631番地	＝	休憩所	休憩室	1人 1日	1,100
ア ス ク 山 王	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	開館時間 午前0時から午後12時まで	飛騨市なかんじよ 川休憩所	1人 1日	1,040	ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	＝	＝	シャワー室	1人 1回	220
	飛騨市なかんじよ	飛騨市河合町元田	開館時間 午前0時から午後12時まで	飛騨市なかんじよ 川休憩所	1人 1日	1,040		飛騨市河合町稲越1631番地	＝	備考	1 日帰りで使用する場合、宿泊として取り扱う。 2 使用料（シャワー室を除く。）について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることが出来る。		
ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	飛騨市河合町稲越1631番地	休日	使用料	単位	料金（円）	ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	休場日	項目	単位	使用料	
	飛騨市河合町稲越1631番地	飛騨市河合町稲越1631番地	無休	＝	1棟 1泊	26,190		飛騨市河合町稲越1631番地	12月1日から翌年の3月31日までの日使用時間	宿泊棟	1棟 1泊	27,500	
ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	飛騨市河合町稲越1631番地	開館時間	＝	＝	＝	ア ス ク 山 王	飛騨市河合町稲越1631番地	＝	備考	1 日帰りで使用する場合、宿泊として取り扱う。 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その		
	飛騨市河合町稲越1631番地	飛騨市河合町稲越1631番地	開館時間	＝	＝	＝		飛騨市河合町稲越1631番地	＝	＝	＝		

資料

[illegible]

が サ ミ ツ ト ハ ウ ス	開館時間 午前 0時から 午後12時 まで	_____ _____ _____ _____ _____													
飛騨市宮川 騨町杉原116番 市地 宮川 温泉 おん り 〜 湯	休館日等 休館日 木曜日 開館時間 等 開館時間 午前 10時から 午後10時 まで	入浴料（入湯税は含まない。） <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金（円）</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>1回</td> <td>600</td> <td>中学生以上</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回</td> <td>300</td> <td>小学生</td> </tr> </table> ※小学生未満は無料とする。 _____ _____	区分	単位	料金（円）	摘要	大人	1回	600	中学生以上	小人	1回	300	小学生	
区分	単位	料金（円）	摘要												
大人	1回	600	中学生以上												
小人	1回	300	小学生												
飛騨市宮川 騨町杉原116番 市地 ア ゴ ラ 広 場	休館日等 休日 無休 開館時間 等 利用時間 午前 0時から 午後12時 まで	使用料 <table border="1"> <tr> <th>利用の区分</th> <th>単位</th> <th>料金（円）</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>貸広場</td> <td>1広場1回</td> <td>52,380</td> <td></td> </tr> </table>	利用の区分	単位	料金（円）	備考	貸広場	1広場1回	52,380						
利用の区分	単位	料金（円）	備考												
貸広場	1広場1回	52,380													
飛騨市宮川 騨町杉原110番 市地 カ フ エ テ リ ア	休館日等 休館日 木曜日 開館時間 等 利用時間 午前 10時から 午後10時	使用料 <table border="1"> <tr> <th>利用の区分</th> <th>単位</th> <th>料金（円）</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>貸部屋</td> <td>1部屋1回</td> <td>52,380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R Vパーク</td> <td>1区画1回</td> <td>1,520</td> <td>1回は、24時間以内とする。</td> </tr> </table>	利用の区分	単位	料金（円）	備考	貸部屋	1部屋1回	52,380		R Vパーク	1区画1回	1,520	1回は、24時間以内とする。	
利用の区分	単位	料金（円）	備考												
貸部屋	1部屋1回	52,380													
R Vパーク	1区画1回	1,520	1回は、24時間以内とする。												
ツ ト ハ ウ ス	午前 0時から 午後12時 まで	_____ _____ _____ _____ _____													
宮 飛騨市宮川 川町杉原116番 温泉 おん り 〜 湯	休館日 _____ 木曜日 開館時間 _____ 午前 10時から 午後9時 まで	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>入浴料</th> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>中学生以上</td> <td>1人1回</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>小学生</td> <td>1人1回</td> <td>300</td> </tr> </table> 備考 1 入湯税は含まない。 2 小学生未満は無料とする。	項目	区分	単位	入浴料	大人	中学生以上	1人1回	600	小人	小学生	1人1回	300	
項目	区分	単位	入浴料												
大人	中学生以上	1人1回	600												
小人	小学生	1人1回	300												
ア ゴ ラ 広 場	休場日 _____ 木曜日 使用時間 _____ 午前 0時から 午後12時 まで	<table border="1"> <tr> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>1広場1時間</td> <td>1,100</td> </tr> </table>	単位	使用料	1広場1時間	1,100									
単位	使用料														
1広場1時間	1,100														
カ フ エ テ リ ア 白 木 ケ	休館日 _____ 木曜日 開館時間 _____ 午前 10時から 午後9時	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>貸部屋</td> <td>1部屋1時間</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>R Vパーク</td> <td>1区画1回(24時間以内)</td> <td>1,650</td> </tr> </table>	項目	単位	使用料	貸部屋	1部屋1時間	1,100	R Vパーク	1区画1回(24時間以内)	1,650				
項目	単位	使用料													
貸部屋	1部屋1時間	1,100													
R Vパーク	1区画1回(24時間以内)	1,650													

白木ヶ峰		まで_____				峰		まで (R Vパーク は午前0 時から午 後12時ま で)_____	
		_____						_____	
		_____						_____	
		_____						_____	
		_____						_____	
		ただし、 R Vパー クの利用 時間につ いては、 午前0時 から午後 12時まで とする。						_____	

山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場	休館日等	使用料				山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場	休場日		
	休日					12月1日 から翌年 の4月20 日までの 日 使用時間 — 午前 0時から 午後12時 まで			
	無休								
山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場	開館時間 等					12月1日 から翌年 の4月20 日までの 日 使用時間 — 午前 0時から 午後12時 まで			
	利用時 間 午前 0時から 午後12時 まで								
山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場						12月1日 から翌年 の4月20 日までの 日 使用時間 — 午前 0時から 午後12時 まで			
山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場						12月1日 から翌年 の4月20 日までの 日 使用時間 — 午前 0時から 午後12時 まで			
山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場						12月1日 から翌年 の4月20 日までの 日 使用時間 — 午前 0時から 午後12時 まで			
山飛驒市神岡 之町森茂1940 村番地1 キャン プ場						12月1日 から翌年 の4月20 日までの 日 使用時間 — 午前 0時から 午後12時 まで			
			</						

自然休養園コテージ

利用時間 午前
0時から
午後12時
まで

人数加算 (円)	大人 1人	1,100	660
	小人 1人	770	440
冷暖房費 (円)		6,050	
延長料金 1時 間当たり (円)		1,650	
連泊割引		基本料金 の10%	

(2) コテージ (B) 使用料 規模 6人～8人

項目	宿泊使用	日帰り 使用
基本料金 (円)	22,000	13,200
人数加算 (円)	大人 1人 小人 1人	1,100 660 770 440
冷暖房費 (円)		4,840
延長料金 1時間当たり (円)	1,650	
連泊割引	基本料金 の10%	

養村コテージ

午前
0時から
午後12時
まで

(規模 8人～ 10人)	人数加算	大人	1人1泊	1,100	660
		小人	1人1泊	770	440
	冷暖房費		1棟1泊	6,050	6,050
	延長料金		1棟1時間	1,650	
コテージB	基本料金		1棟1泊	22,000	13,200
(規模 6人～ 8人)	人数加算	大人	1人1泊	1,100	660
		小人	1人1泊	770	440
	冷暖房費		1棟1泊	4,840	4,840
	延長料金		1棟1時間	1,650	
コテージC	基本料金		1棟1泊	16,500	9,900
(規模 4人～ 6人)	人数加算	大人	1人1泊	1,100	660
		小人	1人1泊	770	440
	冷暖房費		1棟1泊	3,630	3,630
	延長料金		1棟1時間	1,650	

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小人とは、3歳以上であって大人以外の者をいう。
- 3 連泊する場合の基本料金は、基本料金の10%に相当する額を割り引いた額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

(3) ユテージ (C) 使用料 規模 4人～6人

項目	宿泊使用	日帰り 使用
基本料金 (円)	16,500	9,900
人数加算 (円)	大人1人	1,100
	小人1人	770
冷暖房費 (円)		3,630
延長料金 1時間あたり (円)	1,650	
連泊割引	基本料金 の10%	

飛騨市神岡
飛騨市西602番地
15
市流薬自然休養村オートキャンプ場

休館日等
休日
無休
開館時間等
利用時間 午前
0時から
午後12時
まで

(1) オートキャンプサイト使用料

項目	宿泊使用	日帰り 使用
基本料金 (円)	5,500	1,650
人数加算 (円)	大人1人	660
	小人1人	440
延長料金 1時間あたり (円)	550	
連泊割引	基本料金 の10%	

飛騨市神岡
飛騨市西602番地
15
市流薬自然休養村オートキャンプ場

休場日
12月1日
から翌年
の4月20
日までの
日
使用時間
午前
0時から
午後12時
まで

項目	区分	単位	使用料	
			宿泊	日帰り
オートキャンプ サイト	基本料金	1区画1泊	5,500	1,650
	人数加算	大人1人1泊	660	660
		小人1人1泊	440	440
	延長料金	1区画1時間	550	
オートバイ・自 転車サイト	基本料金	1台1泊	1,100	
	人数加算	大人1人1泊	660	
		小人1人1泊	440	
	延長料金	1台1時間	110	
バーベキュー棟	基本料金	1棟1時間		770
	人数加算	大人1人1回		660
		小人1人1回		440
セミナーハウス	基本料金	1棟1時間		1,320
	人数加算	大人1人1回		660
		小人1人1回		440

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小人とは、3歳以上であって大人以外の者をいう。
- 3 連泊する場合の基本料金は、基本料金の10%に相当す

[illegible]

広 場	伏方 143 番地 その 他付 帯施 設 西及 び伏 方地 内	使用時間 等	使用時間 午前 8時から 午後5時 まで	流葉交 流広場	多目的 広場	4,400	6,600	11,000	2,060	1	市内 に住所 を有し ないも のが利 用する 場合は 使用料 の2倍 とする																
		夏季期 間（7月 1日から 8月31日 ）のみ午 後6時まで																									
ひ 飛驒市神岡 だ町伏方150番 流地 葉ス キー 場	休館日等 休日 シーズン 中は無休 開館時間 等 利用時 間 午前 8時から 午後5時 まで	リフト券		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額（円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td>350</td> <td rowspan="5">1 リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。ただし、第1クワッドリフトのみ1回の使用につき2回券分を必要とする。</td> </tr> <tr> <td>11回券</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>午前券</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>午後券</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>1日券</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>シーズン券</td> <td>40,000</td> <td> (1) 第1クワッドリフト (2) 第2ペアリフト (3) 第3ペアリフト (4) 第10ペアリフト (5) 第11ペアリフト (6) 第12ペアリフト 2 午前券、午後券、1日券、シーズン券は、購入者本人に限り有効とする </td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額（円）	摘要	1回券	350	1 リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。ただし、第1クワッドリフトのみ1回の使用につき2回券分を必要とする。	11回券	3,500	午前券	3,500	午後券	3,500	1日券	4,500	シーズン券	40,000	(1) 第1クワッドリフト (2) 第2ペアリフト (3) 第3ペアリフト (4) 第10ペアリフト (5) 第11ペアリフト (6) 第12ペアリフト 2 午前券、午後券、1日券、シーズン券は、購入者本人に限り有効とする						
		種類	金額（円）	摘要																							
1回券	350	1 リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。ただし、第1クワッドリフトのみ1回の使用につき2回券分を必要とする。																									
11回券	3,500																										
午前券	3,500																										
午後券	3,500																										
1日券	4,500																										
シーズン券	40,000	(1) 第1クワッドリフト (2) 第2ペアリフト (3) 第3ペアリフト (4) 第10ペアリフト (5) 第11ペアリフト (6) 第12ペアリフト 2 午前券、午後券、1日券、シーズン券は、購入者本人に限り有効とする																									

[illegible]

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
担 当 部	基盤整備部
提 案 理 由	観光施設の追加及び使用料の見直し等に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 (1) 飛騨の匠文化館の追加 飛騨の匠文化館については、飛騨市観光協会が（公財）日本ナショナルトラストから建物を借り受け、市では賃借料を協会に補助することで負担してきたが、建物の負担付き寄附を受けられることになったことから、これを市の観光施設に位置付けるため、本条例に施設を追加するもの。 （別表第 1 関係） (2) 一部施設の休館日等、開館時間等及び料金改正 一部施設の休館日等と開館時間等の表記を、冬季閉鎖や実際の営業時間の現状に即した表記に改めるとともに、使用料等について人件費上昇や物価高騰等の経費増加に対応するために、国内の宿泊施設に係る物価指数の上昇等を参考に料金を引き上げるもの。 （別表第 1 関係） (3) 宿泊施設への特定日加算の導入 観光地等の宿泊施設においては、GW等の大型連休や夏休み期間、休前日について、通常よりも料金を高く設定すること（いわゆる変動料金制）が一般化しており、市の宿泊施設においても変動料金制の導入によって収入の増加を図るため、特定日加算の制度を導入するもの。 （別表第 1 及び別表第 2 関係）
市 民 へ の 影 響 等	【市民への影響】 (1) 飛騨の匠文化館は、所有者が（公財）日本ナショナルトラストから飛騨市に代わるが、利用者への直接の影響はない。 (2) 休館日等、開館時間等については、現状に即した表記への変更であり、利用者への影響はない。使用料については、施設により異なるが、

	利用者にとって４％～２７％の負担増となる。 (3) 宿泊施設（古川総合交流ターミナル施設、なかんじょ川施設、アスク山王、やまびこ館、ふるさと山荘ナチュールみやがわ、まんがサミットハウス、山之村キャンプ場、流葉自然休養村コテージ、流葉自然休養村オートキャンプ場）の使用料については、別表第２に定める日（特定日、準特定日、夏季特定日、休前日）の使用料について、それぞれ最大３０～５０％の利用者の負担増となる。
施 行 日	令和７年４月１日
備 考	